

呉市教育委員会会議録
(令和5年5月26日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和5年5月26日定例会

- 1 開催日時 令和5年5月26日(金) 14:00開会
15:17閉会
- 2 開催場所 758会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 辻佑子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 森川英司
教育部副部長 石川直之
教育総務課長 横田三奈
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 伊藤賀世
文化振興課長 三浦美佐子
教育総務課課長補佐 橋本優子
- 5 傍聴者 1人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第11号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
 - (4) 報告第12号 専決処分について
 - (5) 教議第23号 令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
 - (6) 報告第13号 令和6年度使用教科用図書(小学校・義務教育学校(前期課程))の採択手続について
 - (7) 報告第14号 令和6年度使用教科用図書(小学校・義務教育学校(前期課程))採択のための調査・研究要項
 - (8) 報告第15号 令和6年度使用教科用図書(義務教育諸学校特別支援学級用)の採択手続について
 - (9) 教議第24号 令和6年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
 - (10) 報告第16号 令和6年度使用教科用図書(呉市立呉高等学校)の採択手続について

- (11) 教議第25号 令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について
- (12) 報告第17号 令和5年度学校別児童・生徒数等について
- (13) 報告第18号 広島県に対する提案事項について
- (14) 教議第26号 呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

(14:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、佐々木委員・吉中委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和5年4月21日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第13については、議会に諮る案件のため非公開、日程第14については、人事案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第11号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第11号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 それでは、報告第11号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」御説明いたします。資料1ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況及び学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

令和5年4月1日から5月8日の状況としましては、陽性者が発生した学校は延べ27校、臨時休業を実施した学校はございません。陽性となった学校関係者は38名でした。

次に、2の学校の対応についてでございますが、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類へ移行したため、5月8日以降は、令和5年5月改訂のガイドライン及び学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき対応しております。

主な対応としましては、これまでは、健康観察表などを活用し、登校時に児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握していましたが、毎日の検温や健康観察表の提出は不要となりました。また、出席停止につきましては、これまでは、有症状の場合、発症から7日間でしたが、今後は発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまでとなっております。発症から10日を経過するまではマスクの着用を推

奨することとなっております。不安で休ませたい場合の対応や臨時休業の扱いについては、これまでと大きな変更はございません。

今後は、新型コロナウイルス感染症への対応に係る国や県からの通知などがあれば、改めてこの教育委員会会議において御報告することとし、毎月の報告は一旦終了といたします。

なお、呉市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、令和5年5月7日をもって呉市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止するとともに、呉市における新規感染者数の公表につきましては、定点医療機関からの報告に基づく週1回の公表に変更されております。

また、学校から教育委員会への毎日の感染者数の報告も、5月8日で終了しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第11号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 学校検診に行くのですが、今年度5月以降は健康観察の提出もなしになり、発熱などがあれば報告は受けるということで、従来の形に戻した検診のやり方で進めております。

中学校1校、高等学校1校で検診が終わったところですが、生徒や先生に聞くと、現場ではまだ大半がマスクを着けている状況でした。

教 育 長 学校訪問に行くと、まだ多くの子供たちがマスクを着けている状況でした。

これからは、熱中症のことがありますので、外して運動をしなければならない状況もありますし、その辺りもしっかり周知していくように、事務局もお願いします。

佐々木委員 今はコロナよりインフルエンザの方が怖いようで、マスクを着けている子が多いようです。

教 育 長 ほかに御発言はありますか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第12号 専決処分について

教 育 長 次に、日程第4の報告第12号「専決処分について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊藤課長 それでは、報告第12号「専決処分について」御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。この専決処分は、令和5年2月に、呉中央中学校で発生した物損事故について、相手方に対する賠償金を、全国市長会学校災害賠償保障保険から補填することに伴う専決処分について報告するものでございます。

1の賠償の理由のとおり、学校施設の管理瑕疵による車両損傷として、2の賠償金額の44,230円を賠償するものです。

4の損害の状況についてでございますが、令和5年2月21日、呉中央中学校敷地内において、同校の野球部に所属する生徒が、部活動中に別の野球部員に対してボールを送球したところ、当該ボールが相手からそれ、学校外周の石垣上部に当たり、

防球フェンスを越え、広島県道31号平谷線を呉方面から焼山方面に向かって走行していた、相手方の妻が運転する普通乗用車の右側面に衝突し、これに損傷を与えたものでございます。

なお、保険会社からは既に修理済みとの連絡を受けており、相手方と令和5年4月26日付けで示談書を締結しております。

また、本件につきましては、5月臨時会において、議会報告を行いました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の報告第12号「専決処分について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第23号 令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
--

教 育 長 次に、日程第5の教議第23号「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、教議第23号「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を御説明いたします。

はじめに、資料にはございませんが、今年度の教科用図書の採択について、説明させていただきます。

今年度は、小学校及び義務教育学校前期課程の教科用図書の採択を行います。中学校の教科用図書は、昨年度に採択したものと同一の教科書を採択することとなるため、採択事務は行いません。また、例年どおり、小・中・義務教育学校の特別支援学級で使用する教科用図書、呉高等学校で使用する教科用図書の採択を行います。

それでは、資料の5ページをお開きください。

本基本方針は、広島県教育委員会が定めた「令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」に準じております。

1の採択基本方針(1)採択の基本のアを御覧ください。小学校用教科用図書については、(ア)から(オ)の五つの観点に基づいて調査・研究を行います。

続いて、イを御覧ください。特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、(ア)から(エ)の四つの観点に基づいて調査・研究を行います。

(2)の適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。

適正かつ公正な採択に向けて、教科用図書発行者等との関係には十分に留意してまいります。なお、アに係り、これまで「採択権者の権限と責任において」としていたものを、広島県教育委員会が定めた採択基本方針に準じて、「採択権者の判断と責任において」と変更しております。

(3)の開かれた採択の推進を御覧ください。

採択の結果及び理由について、採択後、呉市のホームページ上で公表してまいり

ます。また、イに掲げる事項についても公表する資料を準備してまいります。

6ページを御覧ください。2の方法、組織及び手続の(1)は、小学校用教科用図書についての採択方法や、選定委員会、調査・研究委員について定めたものです。

なお、今年度、「呉市教科用図書の採択に関する規程」の一部を改正したことに伴い、規程にのっとり表現を整理しております。

イ(ア)「選定委員会においては」のbでは、呉市の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、呉市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び学識経験者に会議への出席を求め、意見を聞くものとして整理したこと。cでは、選定委員会は総合所見を作成し、教育長に提出することとして、整理しております。

また、(イ)では、調査・研究委員が行う手続等を整理いたしました。

(2)を御覧ください。

冒頭述べましたとおり、中学校用教科用図書については、令和5年度においては、原則、令和4年度に採択した教科用図書と同一の教科書を採択することとしております。

(3)は、特別支援学級で使用する教科用図書の採択方法等について定めたものです。

令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択につきましては、今後、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及びこの基本方針に基づきまして、適正かつ公正に実施してまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の教議第23号「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 今回の教科書の採択の指標としてデジタル教科書も出している会社などは含まれているのでしょうか。

文科省が、デジタル教科書の普及率を2025年度末までに100%にするという目標を掲げています。かなり近い将来の話かなという思いでいます。普及率100%をかなえるためにデジタル教科書を発行しているということを採用の指標に掲げているのでしょうか。また、呉市のデジタル教科書の普及の状況をお聞かせください。

木 屋 課 長 この度の採択に関わって、デジタル教科書の発行ということを採用の指標には掲げてはおりません。ただし、国は、主体的な深い学びの実現に向けて、あるいは、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減のためにデジタル教科書を制度化すると平成31年に言っております。このことを受けて、デジタル教科書、従来の紙の教科書を併用して使用することができるということで、多くの教科用図書出版社がデジタル教科書を制作、供給しております。呉市でのデジタル教科書導入の状況ですが、今年度は全ての小・中・義務教育学校で英語、小学校5年生以上を対象に、小学校15校、中学校10校で算数、数学のデジタル教科書を導入しております。これにつきましては、国の「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」により、国の予算で対応しております。

辻 委 員 必要な子供たちが学びの方法を選べる状況が整理されつつあるということを伺い、うれしく思います。引き続き、よろしく申し上げます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

報告第13号 令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））の採択手続について

教 育 長 次に、日程第6の報告第13号「令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 報告第13号「令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））の採択手続について」御説明いたします。7ページをお開きください。

1の採択の方針を御覧ください。

令和6年度に小学校で使用する教科用図書の採択の手続につきましては、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び先ほど議決いただいた基本方針に基づいて進めてまいります。

2の採択の手順を御覧ください。手順については、8ページの「教科用図書採択の手順」及びこの後報告させていただきます9ページ、10ページにあります「令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））採択のための調査・研究要項」によるものとしています。

8ページを御覧ください。4月の教育委員会会議でも御説明させていただいたとおり、図で示しております①から⑥の順に従い、調査・研究委員による綿密な調査・研究及び選定委員会での総合所見の作成、教育長への提出を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

7ページにお戻りください。

3の日程でございますが、今後、選定委員会と調査・研究委員の部会を開催し、作業を進めてまいります。そして、8月中旬に、選定委員会委員長から教育長に、総合所見を提出いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

なお、小学校用教科用図書については、全ての教科書について新たに採択を行うこととなっております。選定委員会は原則2回、調査・研究委員の部会は原則3回行う予定としております。

また、表の下に記述しております、教科用図書の法定展示を御覧ください。

広く市民に閲覧してもらえるように、今年度は、お示ししております期間、日時及び場所にて法定展示を行います。

今後とも、適正かつ公正な採択が行われるよう進めてまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の報告第13号「令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第14号 令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））採択のための調査・研究要項

教 育 長 次に、日程第7の報告第14号「令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））採択のための調査・研究要項」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 報告第14号「令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））採択のための調査・研究要項」について御説明いたします。9ページを御覧ください。

この要項は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び先ほどの基本方針に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定めるものでございます。

1の調査・研究の観点を御覧ください。調査・研究の観点につきましては、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとしております。

2の呉市教科用図書選定委員会を御覧ください。

(1)構成及び運営につきましては、構成は、アにございますように、呉市小学校長会長、呉市立小学校教育研究会に属する各教科及び道徳を代表する校長でございます。

続いて、イの選定委員会は、原則として会議を2回開催いたします。

また、ウにありますとおり、保護者代表、学識経験者に会議への出席を求め、意見を聴くものといたします。

加えて、エのとおり、教育委員の皆様には、これまでどおり、選定委員会の会議を傍聴していただくことができることとしています。日程等につきましては、別途御案内いたします。

(2)任務につきましては、アにございますように、調査・研究する観点等を示し、調査・研究を調査・研究委員に指示します。また、イにありますとおり、調査・研究委員の調査・研究報告を基に、幅広い視野からの意見を取り入れ、全ての教科等において総合所見を作成し、教育長に提出いたします。

10ページにあります3の調査・研究委員の部会を御覧ください。

(1)構成及び運営につきましては、アに示しているとおり、校長及び教員等のうち7名以内とし、発行種目ごとに部会を組織します。そして、ウにありますように、調査・研究委員の部会は、原則として会議を3回開催いたします。

(2)任務につきましては、調査・研究委員の部会は、選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成し、選定委員会に報告いたします。

4の調査・研究報告書及び総合所見の様式については、今後別に定める予定でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第7の報告第14号「令和6年度使用教科用図書（小学校・義務教育学校（前期課程））採択のための調査・研究要項」の説明がありました。

たが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第15号 令和6年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第8の報告第15号「令和6年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 報告第15号「令和6年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」御説明いたします。資料11ページを御覧ください。

義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の中から採択することとなっております。

「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」は、検定済教科用図書とも言います。また、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」とは、知的障害特別支援学校用の教科用図書で、☆印が付いているため、「☆（ほし）本」と呼んでいるものです。「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」は、「一般図書」と呼んでおり、もともとは、教科書として作成されたものではない図書で、児童生徒の実態によっては、教科書の役割を果たすものとして認められた教科用図書でございます。特別支援学級用の教科用図書は、これらの中から、毎年度、採択することとなっております。

1の採択の方針についてでございますが、先ほど議決いただきました「令和6年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」によることとしております。

2の採択の手順につきましては、12ページを御覧ください。

図で示しております①から④の手順に従い、教科書選定会議により児童生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書を選定、教育長への選定理由書の提出を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

資料11ページに戻りまして3の日程を御覧ください。

本会議において、採択手続について報告した後、特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知いたします。

その後、教科書選定会議にて選定作業を進めてまいりまして、教育委員会会議にお諮りする流れとなっております。

なお、表の下、※印にあります「教科用図書の法定展示」についてでございますが、義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、一般図書の一部等を展示いたします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第8の報告第15号「令和6年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 今まで公正、公平に、また、丁寧に議論をされて採択されていたこの採択手続については、異論ありません。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第24号 令和6年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
--

教 育 長 次に、日程第9の教議第24号「令和6年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 教議第24号「令和6年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」御説明いたします。13ページを御覧ください。

この基本方針は、呉高等学校で使用する教科用図書を毎年度採択するために定めるものであり、広島県教育委員会が定めた「令和6年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」に準じております。

1の採択基本方針を御覧ください。

(1)採択の基本にありますように、教科用図書は、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、関係法令に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された目標や内容等にとり、呉高等学校の生徒に最も適切な教科用図書を採択するものです。

その際、呉高等学校が選定した教科用図書について、適正と認めたものを、教育委員会会議で採択することとなっております。

(2)適正かつ公正な採択の確保を御覧ください。

適正かつ公正な採択に向けて、教科書発行者等との関係には十分に留意してまいります。なお、アに係り、これまで「採択権者の権限と責任において」としていたものを、広島県教育委員会が定めた採択基本方針に準じて、「採択権者の判断と責任において」と変更しております。

(3)開かれた採択の推進を御覧ください。

採択の結果及び理由について、採択後、呉市のホームページ上で公表してまいります。また、イに掲げる事項について公表する資料を準備してまいります。

2の選定上の留意事項を御覧ください。

呉高等学校において選定する際に、選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定すること、学校の実態や教育目標等を考慮し、教育課程に最も適した教科用図書を選定すること、保護者の経済的負担に配慮することに留意してまいります。

最後に、3のその他を御覧ください。採択の手順その他に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとしております。

本年度の採択につきましても、適正かつ公正に実施してまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第9の教議第24号「令和6年度に呉市立呉高等学校で

使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第16号 令和6年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第10の報告第16号「令和6年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、報告第16号「令和6年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を御説明いたします。15ページを御覧ください。

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に記載されている教科書から採択しなければならないため、毎年度、実施することとなっております。

1の採択の方針を御覧ください。

採択は、先ほど議決いただいた基本方針に基づいて行います。

2の採択の手順についてでございますが、基本方針の3その他において、「採択の手順その他に関し必要な事項は、教育長が別に定める。」としていることに基づいて定める「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」によって行います。

まず、16ページを御覧ください。

採択は、図で示しております①から⑥の手順に従い進めてまいります。調査・研究委員による綿密な調査・研究及び選定委員会での選定を経て、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

選定委員会及び調査・研究委員について御説明します。17ページを御覧ください。「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」につきましては、今年度、「呉市教科用図書の採択に関する規程」の一部を改正したことに伴い、文言等を整理するため、これまでの「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」を廃止し、新たに定めるものでございます。

第5条を御覧ください。選定委員につきましては、呉高等学校の校長、教頭及び事務長で構成いたします。なお、第7条にありますように、選定委員会は、教科用図書の選定に関し、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、学識経験者等に会議への出席を求め、その意見を聴くものといたします。

続いて、第8条第2項を御覧ください。調査・研究委員につきましては、呉高等学校の教員のうちから、校長が指名するものとします。

15ページにお戻りください。

3の日程でございますが、今後、選定委員会の開催及び調査・研究を実施し、作業を進めてまいります。

そして、選定委員会の代表である呉高等学校長から教育長に選定理由書を提出いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

また、表の下に記述しております、「教科用図書の法定展示」につきましては、先ほど「小学校用教科用図書の採択手続について」で御説明したものと同様でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第10の報告第16号「令和6年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 手続について、教科書目録の中から調査・研究委員の方が十分に調査されて選ばれるのは分かりますが、できるだけ、現場の先生の意見を十分に反映した教科用図書の選定を行っていただきたい。

吉中委員 前回の会議での教科用図書の採択に関する規程の一部を改正したことに則した採択手続となりますが、教科用図書の調査・研究が、より丁寧に行われることを、お願いします。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第25号 令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について

教 育 長 次に、日程第11の教議第25号「令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木屋課長 教議第25号「令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について」御説明いたします。19ページを御覧ください。

「呉高等学校入学者選抜の基本方針について」でございますが、広島県教育委員会から、令和6年度の県立高等学校入学者選抜の基本方針が示されたことを受け、県教育委員会に準じた形で定めるものでございます。

令和6年度は、令和5年度の基本方針を踏襲し、大きな変更点はございません。

令和5年度からの変更点について、資料の22ページの呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針、新旧対照表を御覧ください。

右の表の下ほど、4のその他を御覧ください。入学者選抜の結果に係る開示についてでございます。下線のとおり、令和5年度は「簡易開示については、別に定めるところによる。」としておりました。これは、入試制度の変更に伴い、新たに導入された自己表現について、当該時点で詳細が定められていなかったことによります。今年度は、県立高等学校入学者選抜の基本方針の記述を参考に、表の左側、下線のとおり、明記したものでございます。なお、令和5年度にありました「簡易開示」という文言につきましては、令和5年4月1日から施行された「呉市個人情報の保護に関する法律施行条例」に当該開示の規定がないことから、令和6年度の基本方針には明記しておりません。法令にのっとり、呉高等学校において適切に対応してまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第11の教議第25号「令和6年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第17号 令和5年度学校別児童・生徒数等について

教 育 長 次に、日程第12の報告第17号「令和5年度学校別児童・生徒数等について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 報告第17号「令和5年度学校別児童・生徒数等について」御説明いたします。

23ページを御覧ください。

令和5年5月1日現在の呉市立小・中・義務教育学校の児童・生徒数及び各学校の学級数が確定しました。

まず、児童・生徒数について御説明します。

23ページ、最も下の段の総計欄を御覧ください。

真ん中やや右、9,038とあります。これが小学校及び義務教育学校前期課程の児童総数で9,038名、前年度に比べ413名減少しております。

また、先ほどの児童総数の左隣、393とありますものは、特別支援学級に在籍する児童数の合計を表し、前年度と比べ34名増加しています。

続いて24ページ、最も下の段にある中学校及び義務教育学校後期課程の総計欄を御覧ください。

先ほどの児童総数と同様に、真ん中やや右に4,851とありますものが生徒総数で、前年度に比べ64名減少しております。

また、生徒総数の左隣、特別支援学級に在籍する生徒数は144名で、前年度に比べ3名増加しています。

なお、小・中学校とも、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、増加傾向にあります。

次に、学級数についてです。23ページにお戻りください。

まず、右側にあります編制学級数の表の中に網掛けがしてあり、「0.5」という数字が入っている学校がございます。

番号31、蒲刈小学校を御覧ください。通常学級の3、4、5、6年にそれぞれ「0.5」の数字が入っておりますが、これは3・4年及び5・6年が複式学級であることを意味し、3・4年で1学級、5・6年で1学級とカウントすることとなっております。34番、豊小学校の3・4年、5・6年についても同様に複式学級になっており、現在、呉市立学校で複式学級のある学校は、蒲刈小学校と豊小学校の2校でございます。

それでは、今年度の小・中・義務教育学校の学級数について御説明します。

小学校の学級編制の基準については、1年生から4年生につきましては35人、5年生、6年生につきましては40人でございます。また、中学校の学級編制の基準については、いずれの学年も40人でございます。

なお、小学校4年生につきましては、昨年度までは40人を基準としておりましたが、令和3年4月に法律が改正されたことを受け、この度35人に引き下げられております。今後は、令和6年度に5年生において35人、令和7年度は6年生において35人というように、計画的に引き下げられます。

それでは、23ページの右下を御覧ください。

小学校・義務教育学校前期課程における学級数については、表の一番下、右から三つ目の欄が通常学級数で、342、その右隣が特別支援学級数で、93学級、合計で、435学級となります。前年度に比べ、通常学級数が1学級減少し、特別支援学級が4学級増加しており、全体で、3学級増加したことになります。

続いて、24ページの右下を御覧ください。

中学校・義務教育学校後期課程における学級数については、一番下の右から三つ目の欄が通常学級数で、159学級、その右隣が特別支援学級数で、48学級、合計で、207学級となります。前年度に比べ、通常学級数が2学級減少し、特別支援学級が1学級増加しており、全体では、1学級減少したことになります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第12の報告第17号「令和5年度学校別児童・生徒数等について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 特別支援学級に所属する児童・生徒が、全体の児童・生徒数が多い学校でも比較的少なかったり、全体の児童・生徒数が少ない学校でも比較的多かったり、割合に大きな差があるなという印象があります。割合的には大体2%から10%ぐらいのようですが、それはたまたまなのか、例えば学校によって特別支援学級に所属する児童・生徒の人数に上限があるなど、構造的なことなのか教えてください。

木 屋 課 長 特別支援学級の設置・開設につきましては、特段要件はございません。委員からの質問にありました人数の上限、対応できない等の理由により設置・開設できないということはありません。ただし、5月1日が基準日となりますが、その日をもって学級数が確定しますので、5月1日以降に転入等で特別支援学級に入ることを希望された際、その学校に希望される特別支援学級がない場合は、広島県教育委員会との協議が必要となります。

辻 委 員 タイミングによって難しいことはあるかも知れないが、4月から5月の基準日の間に学校で必要となった場合は、希望に添って特別支援学級に入ることができるということで安心しました。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
それでは、これより非公開の議題に入ります。

(14:58)

報告第18号 広島県に対する提案事項について

教 育 長 次に、日程第13の報告第18号「広島県に対する提案事項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 報告第18号「広島県に対する提案事項について」御説明いたします。2件ございます。

まず、1件目「併設型中高一貫教育校の設置」について御説明いたします。

資料25ページを御覧ください。

令和6年度予算について、広島県に対し、広島県立呉三津田高等学校に併設型中高一貫教育校を設置することを提案いたします。なお、本提案は、平成29年度から7年目となります。

上段にあります「現状及び課題」のとおり、令和4年3月に策定した「呉市教育振興基本計画」を受け、学校教育においては「未来を創る人材の育成」を目指し、9年間を見通した教育を推進しています。

一方で、少子高齢化が進む中、呉市では若年層の定着を目指したまちづくりに取り組んでいるところですが、小学校卒業時に一部の児童が市外の中学校等へ進学する状況もあり、多様なニーズに対応した教育が必要であると捉えております。

中段辺りの「取組状況等」にあります図を御覧ください。

呉市では、「未来を創る人材の育成」を目標に掲げ、これまで進めてきた小中一貫教育の取組を基盤とし、「主体的・対話的で深い学び」を通して、児童生徒の資質・能力の育成を図っています。これまでの一体型・分離型に加え、令和5年度から呉市で初めての義務教育学校となる天応学園を開校し、それぞれの形態で、特色を生かしながら、小中一貫教育と幼児教育、高等学校教育等のつながりをこれまで以上に大切にしたい取組を進めているところです。

26ページを御覧ください。「提案の内容」についてです。

創立117年を迎える呉三津田高等学校は、これまで、総合的な学習の時間のパイロット校として実績を上げ、カリキュラム開発を行う県内のリーディング校であり、進学実績においても、難関国立大学・私立大学への高い合格率を誇る進学校です。

そうした中、令和4年度には、近隣の中学校3校を対象に、国語科・数学科・英語科の計画的な乗り入れ授業を実施しました

こうした伝統と実績のある高等学校に中等部を併設し、中高一貫教育校とすることで、全県から生徒が集まり、呉の教育のレベルアップが図られるとともに、呉市内の生徒や保護者の選択肢も増えると考えます。加えて、多様な人材の確保と輩出は、呉の活力や魅力の向上につながると考え、中高一貫教育校の設置を提案するものでございます。

「併設型中高一貫教育校の設置」の説明は、以上でございます。

続いて2件目「学校教職員の定数確保に向けた取組の推進」について、御説明いたします。

資料27ページを御覧ください。

こちらの提案につきましては、今年度で5年目となりますが、令和6年度予算に

ついて、広島県に対し、学校教職員の確実な定数配置を引き続き提案いたします。

上段にあります「現状及び課題」のとおり、広島県においては、「広島県公立小・中・義務教育学校定数配当基準」により、定数に見合う県費負担教職員が各学校に配置されることになっています。

しかしながら、実際に配置される正規採用教職員の数は、毎年、定数を下回っており、その欠員を臨時的任用教職員で補充しなければならない状況があり、この臨時的任用教職員の数は近年70人前後で推移しています。

この欠員の確保については、任命権者である広島県教育委員会ではなく、呉市教育委員会が行っている現状があります。

また、臨時的任用教職員が多く任用されていることが、会計年度任用職員の候補者の減少にも影響しており、人材確保に苦慮している状況があります。

ページの下段の「取組状況等」にごさいますとおり、昨年度は、5月1日現在で、定数内の臨時的任用教職員を小・中学校合計で63人、県費負担会計年度任用職員を134人確保したところでごさいます

呉市教育委員会といたしましても、市の広報紙「市政だより」やハローワークでの求人、関係機関等との連携を重ね、人材の確保に努めておりますが、非常に困難な状況が続いております。

28ページ、「提案の内容」を御覧ください。

このような状況から、児童生徒に対する教育の提供を安定的に確保し、児童生徒、保護者等が不安を持つことがないように、正規採用教職員の確実な定数配置を早急に進めることを、広島県に提案するものでごさいます。

説明は、以上でごさいます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第13の報告第18号「広島県に対する提案事項について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 併設型中高一貫教育校の設置についてですが、取組状況の中で校長連合会というものがありますが、そこで四つの委員会が立ち上がっていると聞きました。その委員会の中で呉市教育委員会事務局側からオブザーバー的に派遣をされたりしているのか、それとも呉市教育委員会事務局指導の下、連合会が独自に研修会などの活動をされているのか、その活動は毎月定期的にあるのか、年数回あるのか教えてください。

木 屋 課 長 校長連合会についてですが、活動回数等の詳細については把握しておりませんが、呉市教育委員会事務局として研修会などに参加することはごさいます。ただし、事務局が主体で行うことはごさいません。

教 育 長 呉地区公立学校長連合会というのは、平成10年に当時の文部省から広島県が是正指導を受けました。その頃は、校長権限が確立されていない時代で、校長権限を確立するために、教育委員会の指導の下、小・中、県立の高等学校も入った呉地区の連合会。これは、広島県内にそれぞれの地区に立ち上げて、しっかりとした教育基盤を作っていこう、校長権限の下に説明責任と中立性を図って行こうということで設立されたものです。ですから、教育委員会が指導をしながら、この連合会が主体的な研修をしていく、そういった会です。

総会が年に2回あり、我々呉市教育委員会も招待され、挨拶などもさせていただ

きます。

呉地区の小・中，県立高等学校の校長が入って学校運営や学習指導，生徒指導というのを自分たちで研究・研修を行い，学校経営をしっかりとしていこうということでの会として発足して，現在も続いています。

辻 委 員 呉三津田高校が併設型中高一貫教育校になった暁には，入学は中学からのみになるのか，それとも，高校からも入学，途中から入ることができるでしょうか。

木 屋 課 長 これが設置されるということになりますと，県立の学校ということになります。そうなりますと，入学の選抜方針や募集要項などは県が決めていくことになるのではないかと思います。

吉 中 委 員 提案事項の二つ目で，学校教職員の定数確保について5年目の提案ということですけれども，これはどちらの市町も同じ悩みを抱えているのかも知れませんが，教育現場においての人員不足というのは大きく影響します。

5年間提案し続けているということですが，少しずつでも改善しているようにも見えますが，続けて要望するに当たり，要望を取り入れてもらうために何か工夫している点などはありますか。

木 屋 課 長 今年度は特に工夫をしているということはありませんが，呉市の状況がどうか，定数の欠員のことに触れておりますが，実際，学校に配置された教職員でも年度途中にお休みに入られる教職員はたくさんおります。例えば，出産であったり，病気であったりで年間を通して慢性的に欠員がある状況です。そういった状況につきましても，その時その時の状況を細かく県教委と連携しながら，教職員の確保というところで県には求めているところでございます。

吉 中 委 員 細かく連携をとるとということと，呉市の状況を細かく伝えるということは大切かと思えます。年度途中の出産だったり病気だったりということは，働き方改革にもつながっていくところだと思いますので，引き続き県教委と細かく連携をとっていただいて，呉市の現状をしっかりと伝えて，人材確保に向けて引き続き要望の方を出し続けていただくことをお願いします。

教 育 長 毎年要望しながら，虚しさを感じております。

県への要望の意義は，市長が先頭に立って県に要望することで，私は市長と一緒に広島県の教育長のところへ要望に行くという，一つの大きな動きは作っていく。もう1点は，都市教育長会という組織があるのですが，そちらの方でも別に県にしっかりと協議の場を持たせて欲しいということで，県費負担教職員ですし，任命権者は広島県教育委員会です。なのに，こういった不足の部分由市町に探させるという実態があるので，やはりそこは県が責任をとってきちっとした配置をして欲しい。これは全県に言えることで，そういった要望をしていきたい。県への提案はこのような形でしていきますが，それぞれ部署，立場，例えば，教育長の立場，管理主事の立場，課長の立場でその都度伝えていくという形で要望し続けたいといけな中身だと思っているので，しっかりと対応していきたいと思えます。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで，それでは，本件についてはこの程度とします。

それでは，これより秘密会の議題に入ります。

(15 : 15)

教議第26号 呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

(非公開案件です。)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。
(1 5 : 1 8)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 佐々木 元 ）

（ 委 員 吉 中 由美子 ）

（令和5年5月26日定例会）